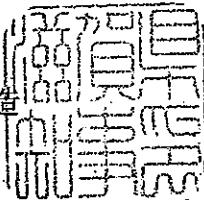




滋賀保再生第351号
令和2年(2020年)7月29日

滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会
会長 井手 慎司 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく
琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について（諮問）

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第6条では、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画を策定することとしています。

については、現計画の計画期間が平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間となっていることから、計画期間の満了に伴う、同計画の改定に際し、貴審議会の意見を求めます。